

# NOSAIの大豆共済と 農業者戸別所得補償制度に 加入して農家経営の 安定を図りましょう。

## 戸別所得補償制度の本格実施に伴い補償が厚くなります。

戸別所得補償制度では、旧制度（経営所得安定対策）の成績払いに相当する数量払いが増えるため、その分、農業共済の補償額が厚くなります。大豆では3,000円程度/60kgから11,310円/60kgに上昇します。

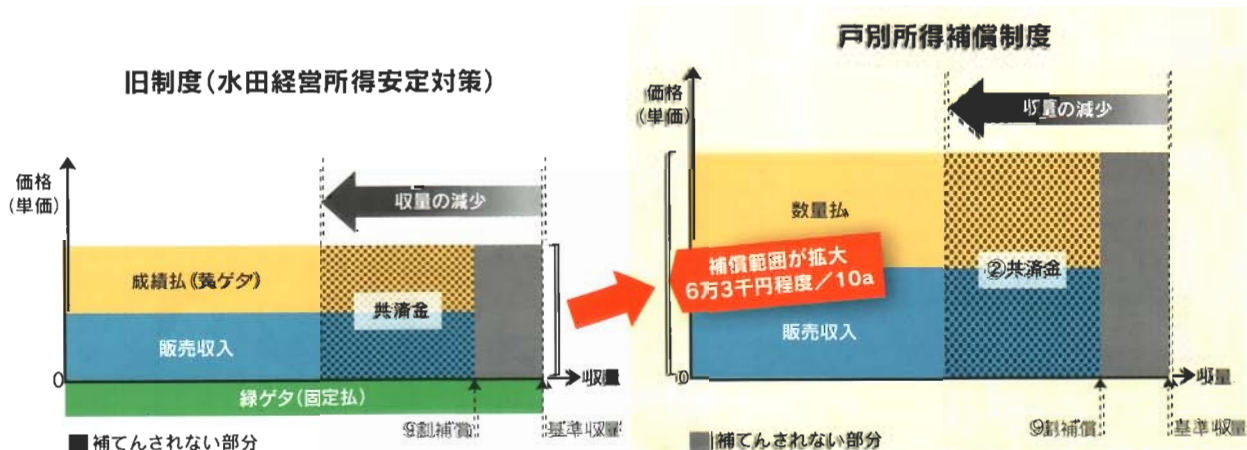
自然災害による収量減少分については数量払いは交付されません。共済による補てんが基本となります。

## 「販売収入」と「戸別所得補償制度の数量払」に 相当する金額を補てんします。

農業共済では、「販売収入」と「戸別所得補償制度の数量払」に相当する部分について、最高9割を補償します。大豆では、収穫量を全国平均並み(203kg/10a)、販売単価を近年と同程度とすると、販売数量に数量払(38,300円/10a)を加えた金額は、10a当たり6万3千円程度になります。

災害時に十分な補償を受けることができるように、戸別補償制度とともに、最高補償水準で共済に加入いただくことが重要です。

## 一般的なイメージ図



※戸別所得補償制度については、各交付金や品質加算等によって単価が変わりますので詳細については、農寄りの地域農業再生協議会や農政事務所等にお問い合わせ下さい。

# 畑作物の所得補償交付金と大豆の共済金(例)

## 大豆共済の全相殺方式(9割補償)に加入の場合

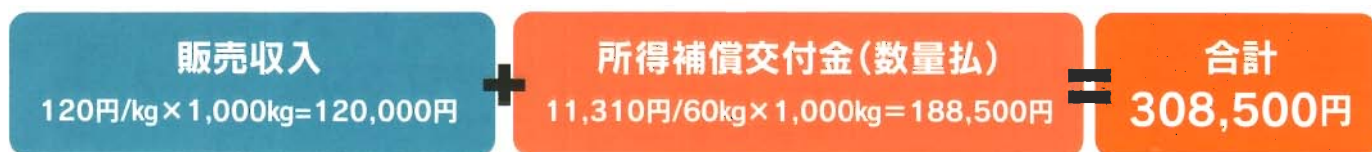
### 下記例の算出条件

- ① 大豆共済加入面積(大豆作付面積).....100a(1ha)
- ② 基準収穫量.....2,000kg(10a当たり収穫量200kg)
- ③ kg当たり共済金額.....293円(最高補償金額)
- ④ kg当たり販売価格.....120円(平均)
- ⑤ 所得補償交付金交付単価(数量払).....11,310円/60kg(平均)

### 例1 自然災害などによる減収がなかった場合(出荷量2,000kg)



### 例2 自然災害などにより5割減収した場合(出荷量1,000kg)



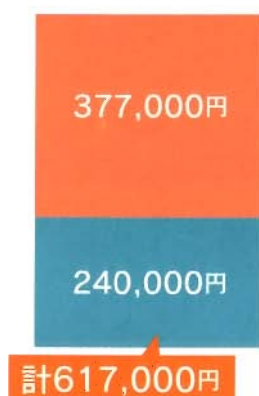
## 大豆共済

$$\frac{(2,000\text{kg} - 1,000\text{kg})}{\text{基準収穫量} \quad \text{収穫量}} - \frac{(2,000\text{kg} \times 10/100)}{\text{補償されない減収量}} = 800\text{kg (共済金支払対象減収量)}$$

293円 × 800kg = 234,400円

大豆共済に加入していると、農家の収入は542,900円補償され、74,100円(約1割)の減少ですみますが、加入していないと308,500円(5割)も減ります。

### 例1 災害なし



### 例2 災害あり



大豆共済金で、自然災害などによる減収(販売収入の減少及び所得補償交付金の減少)を補てん

- 大豆共済金
- 所得補償交付金(数量払)
- 販売収入

詳しい内容についてはお近くのNOSAIへお問い合わせ下さい。